

郵便などによる不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人(上部参照)で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある人(○印の該当者)はあらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載をさせることができます(平成16年3月から制度が導入されました)。

身体 障 害 者 手 帳	障 害 名	障 害 の 程 度 1級	備 考			
			障 害 名			備 考
			特別項症	第1項症	第2項症	
上肢、視覚 の障害	○	手帳の記載では該当するか どうかわからないときは、 市区町村の選挙管理委員会 にお問い合わせください。	○	○	○	手帳の記載では該当するか どうかわからないときは、 市区町村の選挙管理委員会 にお問い合わせください。

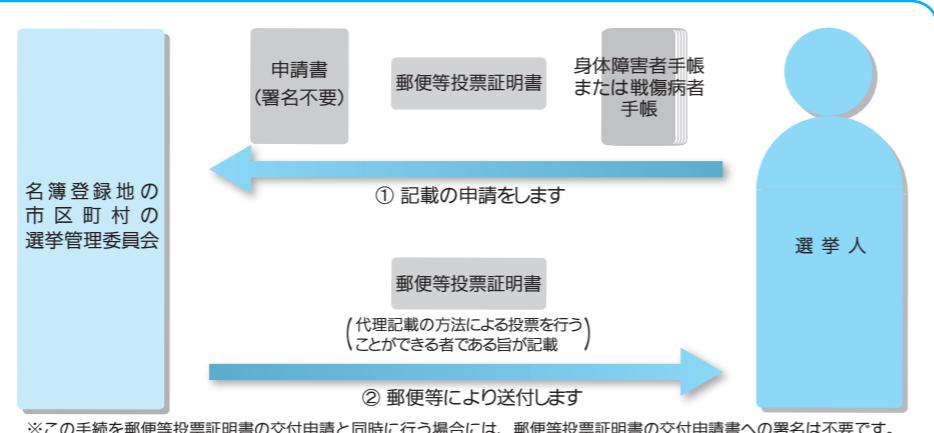
*上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人(左ページ参照)でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

郵便などによる不在者投票における代理記載制度の手続き

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請(右ページ参照)に加えてあらかじめ次の①および②の手続きを行っておく必要があります。これらの手続は同時にうことが可能です。代理記載の方法による投票手続きは③のとおりです。

① 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

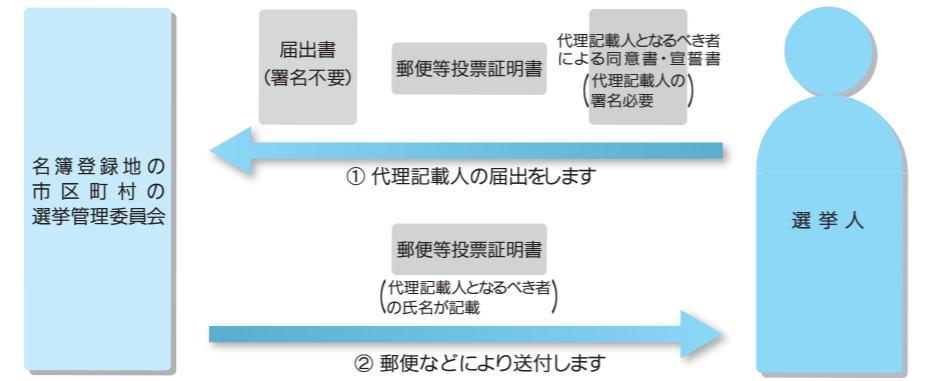
郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる選挙人である旨の記載を受けます。



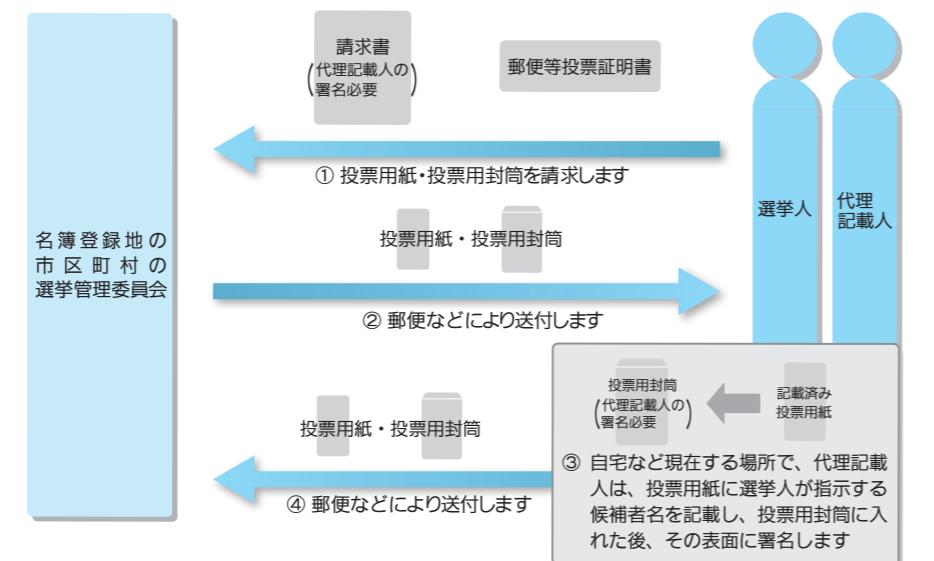
*この手続を郵便等投票証明書の交付申請と同時にう場合には、郵便等投票証明書の交付申請書への署名は不要です。

② 代理記載人となるべき者の届出の手続き

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。



③ 代理記載の方法による投票手続き



郵便などによる不在者投票ができます

選挙では、郵便などによる不在者投票制度があります。対象者は法令によって定められていますので、お持ちの身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をご確認ください。

郵便などによる不在者投票の対象者

郵便などによる不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持つ選挙人で、次のような障害のある人(○印の該当者)または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に認められています(平成16年3月より対象者が拡大されました)。

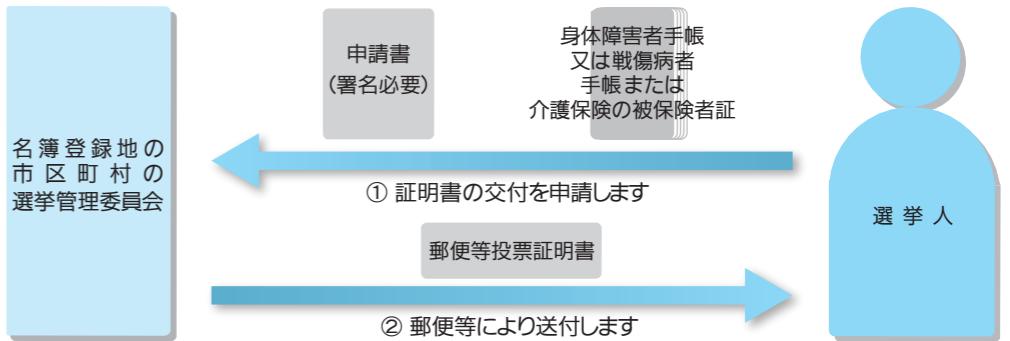
身体 障 害 者 手 帳	障 害 名	障 害 の 程 度			備 考	戦 傷 病 者 手 帳	障 害 名	障 害 の 程 度				備 考	介 護 保 険 の 被 保 険 者 証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症			
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○		手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。			両下肢、体幹の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		
	免疫の障害	○	○	○										

郵便などによる不在者投票の手続き

郵便などによる不在者投票の手続きは次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

① 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



② 投票手続

